

1 新築・増築・改築

補助対象工事費（※）×補助率（1／3以内）

※ 補助資格面積×補助単価（建築実施単価又は毎年度の予算単価のいずれか小さい方）

【参考】 令和3年度構造別予算単価	
構造	m ² 当たり単価
木造（W）	202,000円/m ²
鉄筋コンクリート造（R（耐S含む））	202,000円/m ²
鉄骨その他造（S）	177,900円/m ²

（1） 新築・増築

ア 幼稚園未設置の市区町村又は幼稚園が不足している市区町村において、補助金の交付決定年度中又は交付決定年度の翌年度に幼稚園を新規開設する学校法人（新築）

イ 幼稚園未設置の市区町村又は幼稚園が不足している市区町村において、交付決定年度中に定員増に係る学則変更の認可がなされ、交付決定年度中に、又は交付決定年度の翌年度に幼稚園の学級増を行う学校法人（増築）

※ ①定員増、②又は36人以上学級の解消のため学級数の増を理由とする増築が対象になります。

ウ 交付決定年度中に感染症対策のため（分散保育に対応するため）園舎の増築を行う学校法人（増築）

（2） 改築

ア 耐震性のない園舎の改築工事

地震による倒壊の危険性が高い園舎の改築

※ 耐震補強工事では耐震性を確保できない場合に限り対象となります。

（ア） 補助対象工事等

○ 非木造建物

新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物で、構造耐震指標（以下、I_s値という。）が0.7に満たないこと、もしくは、保有水平耐力に係る指数（以下、q値という。）が1.0（またはC_tu_sd値が0.3）に満たないこと、または改築を必要とする特別な理由があると認められるもの。

○ 木造建物

I_w値1.1未満であること。

（イ） 補助率

1／3以内

（ウ） 耐震性のない園舎の改築の工事範囲

- ・ 本工事費（耐震診断費を含む）

- ・ 附帯工事費
- ・ 買収費

イ 耐力度点数不足又は築年数経過による危険建物の改築工事

(ア) 鉄筋コンクリート造

5000 点以下の建物又は建築後 50 年を経過した建物

(イ) 木造

5500 点以下の建物又は建築後 24 年を経過した建物

(ウ) その他（鉄骨造等）

5000 点以下の建物又は建築後 35 年を経過した建物

ウ 預かり保育事業等の実施に伴う園舎の改築

預かり保育事業等とは、子ども・子育て支援法第 7 条第 10 項第 5 号に規定する事業（預かり保育事業）及び同号第 6 号に規定する一時預かり事業（私立幼稚園の施設において行うものに限る。）を指す。

(3) 様式記入方法

ア 基準面積

- (ア) 申請年度における年齢毎の定員又は現員（新設及び定員増に係る増築の場合は予定数）のいずれか少ない幼児数を 35 人で除し、計算上の学級数…Nを求める。
- (イ) 計算上の学級数…Nに応じた基礎面積を求める。
- (ウ) 預かり保育専用の部屋がある場合のみ、下記により算出した預かり保育対象園児数に応じた加算面積を求める。
- (エ) 基礎面積に預かり保育加算面積を加え基準面積…Aを求める。

【預かり保育対象園児数の算出方法】

- 1 申請年度の前年度の 4、5、6、7、9、10、11 月の実績で、1 日当たりの預かり保育対象園児数を次の計算式により求める（新たに預かり保育を実施する場合は計画による。）。
 - (1) 当該月の預かり保育延べ園児数 ÷ 当該月の保育日数
＝当該月の 1 日当たりの預かり保育対象園児数
 - (2) (1) で算出した対象月毎の園児数を合計し、7 で除した数を預かり保育対象園児数とする。
- 2 預かり保育の面積加算の対象となるのは、年間を通じて、1 日 2 時間以上継続的に預かり保育を実施する場合とする。

イ 保有面積

- (ア) 保有している建物面積を健全建物と危険建物に区分して記入する。

(イ) 危険建物は次の基準による。

区分	危険建物に区分する基準
木造建物	耐力度がおおむね 5,500 点以下の建物 又は建築後 24 年を経過した建物
鉄筋コンクリート造建物	耐力度がおおむね 5,000 点以下の建物 又は建築後 50 年を経過した建物
鉄骨・その他造建物	耐力度がおおむね 5,000 点以下の建物 又は建築後 35 年を経過した建物

(ウ) 豪雪地帯等の地域事情又は建物の配置上等の事情により、危険な状態にある建物を交付決定年度の前年度以前に取り壊す場合で、文部科学省が事前に認めるときは当該建物を改築の対象とすることができる。

ウ 取り壊し面積

取り壊し面積を、健全建物、危険建物毎に区分して記入する。

エ 新增改築面積

(ア) 建築面積は下記により算出した面積を記入する。

(イ) 純増面積は建築面積から取り壊し面積を控除した面積を記入する。

【建築面積の算出方法】

- 1 建築面積は、建物毎に、壁（腰壁は除く、以下同じ）や建具などにより風雨を防ぐことができる部分の、床面積の合計とする。
- 2 床面積の算定は、各階毎に壁又はその他の区画の中心線で囲まれた床部分の、水平投影面積を測定して行うものとし、建物毎の延面積に 1 平方メートルに満たない端数が生じたときは、これを四捨五入して算定する。
- 3 エレベーターやリフトのシャフト部分など、通念上床面積に含まれる部分は床面積に算入するが、次のいずれかに該当する部分は床面積に算入しない。
 - (1) 屋内運動場のギャラリーなどで日常利用されず補助的通行に利用される内のり 2メートル以下のもの
 - (2) 天井高又は床下高 2メートル以下の中 2階など
 - (3) 建物の外部に固着した内部の高さ 2メートル以下の部分
 - (4) 二重窓の室内部分
 - (5) ひさし、ぬれ縁、ポーチ、アーケード、壁で囲まれていない外部階段、バルコニー、ピロティーなど
- 4 次に掲げる建物以外の工作物は床面積に算入しない。
 - 吹き抜けの渡り廊下
 - 柱と屋根のみで壁のない独立した構造物
 - 内部の高さが 2メートル以下の独立した構造物

○簡易な小規模構造物 ○土地に固着した囲障 ○貯水池
○水泳プール ○野球のバックネット ○鉄棒 ○井戸 ○百葉箱
○フレーム ○ピットなど

5 幼稚園と保育所において、保育上支障のない限り施設や設備を相互に共用するなど施設の共用化等を図ることができるが、その場合において、共用部分に係る保有面積については、幼稚園及び保育所の各々の専有面積により按分して算定するものとする。

オ 補助資格面積

改築、新增築の区分に応じた計算式により、補助資格面積…Jを算出する。

カ 建物の構造に応ずる補正

上記のイ 保有面積、ウ 取り壊し面積、エ 新增改築面積のうち、鉄筋コンクリート造以外の構造の園舎に係る部分があるときは、当該部分の面積に 1,020 を乗じた面積を記入する。